

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 4月16日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社富澤
【届出者の住所又は所在地】	静岡市葵区伝馬町 8番地の 6
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-5562-9274
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡邊 純子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社富澤 (静岡市葵区伝馬町 8番地の 6) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社富澤をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メガネトップをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利を指します。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の記載において、「営業日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注11) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社メガネトップ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏の資産管理会社として平成21年10月に設立され、対象者の株式を取得及び保有することを主たる事業の内容としている株式会社であり、富澤昌宏氏が発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務めております。公開買付者は、平成21年12月9日に対象者の普通株式を市場外取引により取得しており、本書提出日現在、対象者の普通株式427,500株（対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477株）から、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の自己株式数（305,906株）を除いた数（45,186,571株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）0.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。）を所有しています。

今般、公開買付者は応募対象外株式（以下に定義されます。）及び対象者が所有する自己株式を除く、対象者の普通株式の全てを取得することにより、対象者を非公開化させ、対象者の株主を公開買付者及び非応募残存株主（以下に定義されます。）のみとするための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することと致しました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（一般に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。以下「MBO」といいます。）の手法により行われるものであり、公開買付者は対象者の取締役会の賛同のもと、友好的に対象者の普通株式を取得するために、法令に基づき本公開買付けを行います。また、対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式6,764,404株のうち2,440,775株（所有割合5.40%、以下「富澤昌宏氏応募対象株式」といいます。）、対象者の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%、以下「富澤万里氏応募対象株式」といいます。）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について、本公開買付けに応募する旨の表明を受けております（以下富澤昌宏氏、富澤万里氏、松野美穂氏及び富澤美奈氏より本公開買付けに応募する旨の表明を受けている株式3,426,383株（所有割合7.58%）を「応募対象株式」といいます。）。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております（以下富澤昌三氏及び富澤昌宏氏より本公開買付けに応募しない旨の表明を受けている株式11,572,334株（所有割合25.61%）を「応募対象外株式」といい、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏をあわせて「非応募残存株主」といいます。）。なお、富澤昌三氏及び富澤万里氏は、本公開買付けの成立を条件として、平成25年6月上旬を目処に、公開買付者に対しそれぞれ約34億円及び約10億円の出資を予定しております（なお、富澤万里氏は本公開買付けの応募に伴い受領する売却代金について、公租公課及びその他諸費用を控除した全額を公開買付者に出資する予定です。）。

本公開買付けにおいては、対象者の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、対象者、公開買付者、公開買付者の利害関係者以外の株主（以下「少数株主」といいます。）の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社静岡銀行から総額48,035,576,732円を上限とした借入れ（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については別途協議のうえ、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、本届出書の添付書類である融資証明書記載のとおり、一定の貸出実行条件、財務制限条項等の、この種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。特に、本買収ローンにおいては、富澤昌宏氏の所有する公開買付者の株式並びに公開買付者が所有する対象者の株式及び本公開買付けにより取得する対象者の普通株式、その他公開買付者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されているほか、公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏のみとする手続（以下「本全部取得手続」といいます。）により対象者の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後は、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の資産を当該融資の担保に提供させる予定です。

公開買付者は、本全部取得手続により対象者の議決権の全てを公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が取得した後、対象者と株式交換を実施することを予定しております（これらの手続を含む本公開買付け後の組織再編等の方針の詳細については後記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。）。なお、株式交換後における公開買付者に対する最終的な持株比率は、現時点における想定によれば富澤昌三氏が約6割、富澤昌宏氏が約3割及び富澤万里氏が約1割となる見込みです。

なお、対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、上記のとおり公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、その後予定される本全部取得手続によって上場廃止になる見込みです。対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

対象者公表の平成25年4月15日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営施策について、対象者の株主の皆様に対しリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断したとのことです。また、公開買付者が、対象者に対して提出した平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案した本公開買付けにおける普通株式1株に対する買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る1,350円であったことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。その結果、公開買付者は、最終的に平成25年4月12日に本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定いたしました。なお、対象者プレスリリースによれば、近時の株価上昇の結果、本公開買付価格が、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアム、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に留まることになったことについて、対象者の取締役会は本公開買付価格である1,400円が後記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）によるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等のこれらの経緯及び第三者委員会から提出された意見書の内容等を踏まえて、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、後記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）。そこで平成25年4月15日開催の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、対象者は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、人材教育、商品開発、広告戦略、店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、対象者はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業（市場シェア17%程度）となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、対象者の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、対象者が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に対象者を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでになく店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、対象者が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の対象者の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えております。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながらも、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追随する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えております。また、新しい形での店舗出店や新規出店ペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定です。なお、対象者は新規出店にあたり事前調査（採算性の検証を含みます。）及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えらるに至りました。

もっとも、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えています。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に出店ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えております。

また、対象者は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、対象者の株主の皆様がマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を選定した上で、対象者に対して同年2月19日に「マネジメント・バイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、対象者との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しており、対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350円が本公開買付に係る公正な対価と判断し、平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において、対象者に対して、本公開買付価格を1,350円とする提案を行いました。もっとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定いたしました。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月15日の東京証券取引所（前場）における対象者の普通株式の普通取引終値の1,290円に対して、8.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付けの公表を平成25年4月15日の前場終了から後場開始迄の間に行っているため、前場終値に対するプレミアムを記載）。

なお、公開買付者は平成21年12月9日に市場外取引により対象者の普通株式427,500株（所有割合0.95%）を対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式1株当たり675円（なお、この価格は平成23年10月1日に効力が発生した対象者の普通株式1株当たり1.5株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成21年12月4日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてKPMGFASに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月15日付で本算定書を取得しているとのこと。なお、対象者は、KPMGFASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのこと。

KPMGFASは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのこと。

KPMGFASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのこと。KPMGFASが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのこと。

株式市価法	: 1,067円から1,314円
DCF法	: 1,307円から1,649円

株式市価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しているとのこと。株式市価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しているとのこと。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しているとのこと。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しているとのこと。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されていないとのこと。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのこと。

なお、KPMGFASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのこと。

第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じうるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、対象者の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する旨の決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かの検討を含みます。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付け価格および本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性ならびに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含みます。）、(c)本取引の透明性・公正性（対象者の株主の利益への配慮を含みます。）及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないか、について諮問したとのことです。

対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）の3名を選定しているとのことです。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び後記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は対象者取締役に対して本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手続の公正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMGFASが作成した本算定書の基礎となる事業計画について対象者の取締役から説明を受け、KPMGFASから、本算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付け価格の妥当性について検討したとのことです。更に、当該株価算定結果等を踏まえた対象者と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を対象者の取締役、KPMGFAS及び野村総合法律事務所（詳細については、下記「独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。）から受け、意思決定に至る手続の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため対象者が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、対象者の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付け期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付け価格がKPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円及び過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っていること、過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付け価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成25年4月15日に、対象者の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする意見書（以下「本意見書」といいます。）を提出したとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まってはいるものの、対象者としては本公開買付価格である1,400円が、前記の通り、KPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、前記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成25年4月15日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに 応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的として、以下の一連の取引を実施することを予定しています。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに、対象者に、対象者において普通株式とは別個の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（但し、対象者の自己株式を除きます。）の取得と引き換えに対象者の別個の種類株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催いただき、上記乃至の議案を上程いただくこと、並びに上記の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日と同日に開催いただき、上記の議案を上程いただくことを要請する予定です。なお、公開買付者及び非応募残存株主は、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者の自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（但し、対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者の別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の別個の種類株式の売却の結果、当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、対象者に裁判所に対する任意売却許可の申立てを行っていただく予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者の自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様のうち本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定していただく予定です。

上記手続に関連する少数株主の皆様権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記のほか、上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主の皆様はその所有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様賛同を勧誘するものではありません。

また、上記乃至の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、又は公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様が対象者の株式の所有状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏以外の対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者の自己株式を除きます。）を所有することを予定しており、この場合において公開買付者以外の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は、対象者に、平成25年8月を目途に本株主総会及び本種類株主総会の開催を要請する予定ですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、上記の各手続実行後に対象者と株式交換を実施し、公開買付者のみが対象者の株主となることを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けていないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、本全部取得手続を行うことを予定しておりますので、その場合にも、対象者の普通株式は上場廃止となります。なお、対象者の普通株式の上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式6,764,404株のうち2,440,775株（所有割合5.40%）、対象者の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について、本公開買付けに応募する旨の表明を受けております。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年4月16日（火曜日）から平成25年5月30日（木曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年4月16日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,400円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。)。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価分析 1,067円から1,314円 類似会社比較分析 917円から1,123円 DCF分析 1,269円から1,524円</p> <p>まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値(1,314円)、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,264円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,153円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,067円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析しております。</p> <p>次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析しております。</p> <p>DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析しております。</p> <p>なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。</p> <p>公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の株式価値評価の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、1,350円が本公開買付に係る公正な対価と判断し、平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において、対象者に対して、本公開買付価格を1,350円とする提案を行いました。もっとも、1,350円という価格は、直近の株価水準に対するプレミアム率が過去の類似取引事例のプレミアム率と比較して小さいことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げ等に関する交渉が行われました。公開買付者は、当該交渉結果及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券から最終的に取得した株式価値算定書記載の分析結果も踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乗せした1,400円と決定いたしました。</p>

	<p>本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本公開買付価格である1,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月15日の東京証券取引所（前場）における対象者の普通株式の普通取引終値の1,290円に対して、8.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付けの公表を平成25年4月15日の前場終了から後場開始迄の間に行っているため、前場終値に対するプレミアムを記載）。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>対象者は、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名（「株式会社メガネトップ」）にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。</p> <p>また、対象者は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、人材教育、商品開発、広告戦略、店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。</p> <p>この結果、対象者はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業（市場シェア17%程度）となることが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、対象者の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。</p> <p>しかしながら、近年、対象者が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に対象者を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでにない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、対象者が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。</p>

こうした経営環境のもと、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の対象者の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えております。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながらも、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追従する余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えております。また、新しい形での店舗出店や新規出店ペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定です。なお、対象者は新規出店にあたり事前調査（採算性の検証を含みます。）及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えてに至りました。

もっとも、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えています。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に店舗ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えております。

また、対象者は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、対象者の株主の皆様がマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定した上で、対象者に対して同年2月19日に「マネジメント・パイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、対象者との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しており、対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました(なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。)。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました(なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値(1,314円)、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,264円)、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,153円)及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値(1,067円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析しております。DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との間における価格交渉を踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を1,400円と決定いたしました。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1週間(平成25年4月8日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,307円(小数点以下四捨五入)に対して7.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成25年1月15日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成24年10月15日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月15日の東京証券取引所（前場）における対象者の普通株式の普通取引終値の1,290円に対して、8.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付けの公表を平成25年4月15日の前場終了から後場開始迄の間に行っているため、前場終値に対するプレミアムを記載）。

なお、公開買付者は平成21年12月9日に市場外取引により対象者の普通株式427,500株（所有割合0.95%）を対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式1株当たり675円（なお、この価格は平成23年10月1日に効力が発生した対象者の普通株式1株当たり1.5株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成21年12月4日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてKPMGFASに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月15日付で本算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、KPMGFASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMGFASは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

KPMGFASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。KPMGFASが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

株式市価法 : 1,067円から1,314円

DCF法 : 1,307円から1,649円

株式市価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しているとのことです。株式市価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しているとのことです。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されていないとのことです。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、KPMGFASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じるため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的として、対象者の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する旨の決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かの検討を含みます。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価格および本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性ならびに本取引に係る検討過程・交渉経緯を含みます。）、(c)本取引の手續の透明性・公正性（対象者の株主の利益への配慮を含みます。）及び(d)本取引が少数株主の皆様にとって不利益なものでないか、について諮問したとのことです。

対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）の3名を選定しているとのことです。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手續の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は対象者取締役に対して本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手續の公正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMG FASが作成した本算定書の基礎となる事業計画について対象者の取締役から説明を受け、KPMG FASから、本算定書に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検討したとのことです。更に、当該株価算定結果等を踏まえた対象者と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を対象者の取締役、KPMG FAS及び野村綜合法律事務所（詳細については、下記「独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。）から受け、意思決定に至る手續の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため対象者が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、対象者の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付け価格に株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買付け期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいていること、本公開買付け価格がKPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円及び過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っていること、過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付け価格の引き上げに関する交渉を数次にわたって行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成25年4月15日に、対象者の取締役に對し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする意見書を提出したとのことです。

独立した法律事務所からの助言
対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まってはいるものの、本公開買付価格である1,400円が前記の通り、KPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、前記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成25年4月15日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないように、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに 応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
33,186,737 (株)	18,306,561 (株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,306,561株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である33,186,737株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(45,492,477株)から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(305,906株)、応募対象外株式数(11,572,334株) 公開買付者が所有する本書提出日現在の対象者普通株式数(427,500株)を控除した株式数(33,186,737株)です。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	331,867
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月16日現在)(個)(d)	4,275
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月16日現在)(個)(g)	147,572
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	447,796
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	73.44%
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	100.00%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(33,186,737株)に係る議決権の数を記載しております。

- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月16日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等のうち、富澤昌宏氏応募対象株式(2,440,775株)及び富澤万里氏応募対象株式(744,120株)は本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月16日現在)(個)(g)」のうち、当該株式(3,184,895株)に係る議決権の数31,848個については分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者の平成25年2月12日提出の第34期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(45,492,477株)から、平成24年12月31日現在において対象者が所有する自己株式数(305,906株)を控除した45,186,571株にかかる議決権の数(451,865個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

本公開買付けに応募される株主の方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の株式公開買付け（TOB）取扱サービスに記載する方法によりログイン後画面を通じ必要事項を入力することで完了いたします。

公開買付代理人又は復代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人又は復代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類（注1）が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人又は復代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類（注1）が必要になります。なお、復代理人であるカブドットコム証券株式会社では、外国人株主からの応募の受付を行いません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）
法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるカブドットコム証券株式会社に新規に口座を開設される場合等には、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・・・・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成の原本）、健康保険証、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード等（氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの）

法人・・・・・・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成のもの、又は現在有効なもので、名称、本店又は主たる事務所の所在地、及び事業の内容を確認できるもの）

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要になります。

復代理人はオンライン証券会社のため、窓口がありません。復代理人が指定する方法にて本人確認をさせていただきます。口座開設には、一定の期間（6日前後）が必要となりますので、十分な余裕を持ってお申し込みください。

（注2）日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、株主の方ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人において契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、応募の受付を行った公開買付代理人本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が以下に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに以下に指定する者に到達することを条件とします。復代理人であるカブドットコム証券株式会社を通じて応募された契約の解除をする場合は、同社のホームページ（<http://kabu.com/>）の株式公開買付け（TOB）取扱サービスに記載する方法によりログイン後画面を通じ公開買付期間末日の16時00分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
（その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	46,461,431,800
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	11,000,000
合計(a) + (b) + (c)	46,672,431,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(33,186,737株)に1株当たりの買付価格(1,400円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	<p>買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1)</p> <p>(1)ブリッジローンA 担保:対象者株式等 弁済期:2013年6月5日又は富澤昌三氏及び富澤万里氏による公開買付者への出資に係る払込日のいずれか早い方の日 利率:短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(2)ブリッジローンB 担保:対象者株式等 弁済期:2013年10月末日又は本全部取得手続完了日(かかる行為に関連する少数株主による株式買取請求権又は取得価格決定の申立てに係る裁判上又は裁判外の一切の手続き、並びに会社法第234条の規定に基づく端数株式の売却手続その他少数株主に対する金銭の支払を除きます。)のいずれか早い方の日 利率:短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(3)タームローンA 担保:対象者株式等 弁済期:2019年6月5日(分割弁済) 利率:全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p> <p>(4)タームローンB 担保:対象者株式等 弁済期:2019年6月5日(期限一括弁済) 利率:全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p>	<p>(1)ブリッジローンA 2,648,576,732円</p> <p>(2)ブリッジローンB 1,200,000,000円</p> <p>(3)タームローンA 10,740,000,000円</p> <p>(4)タームローンB 14,235,000,000円</p>

2	銀行	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	<p>買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2)</p> <p>(1)ブリッジローンA 担保:対象者株式等 弁済期:2013年6月5日又は富澤昌三氏及び富澤万里氏による公開買付者への出資に係る払込日のいずれか早い方の日 利率:短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(2)ブリッジローンB 担保:対象者株式等 弁済期:2013年10月末日又は本全部取得手続完了日(かかる行為に関連する少数株主による株式買取請求権又は取得価格決定の申立てに係る裁判上又は裁判外の手続き、並びに会社法第234条の規定に基づく端数株式の売却手続その他少数株主に対する金銭の支払を除きます。)のいずれか早い方の日 利率:短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(3)タームローンA 担保:対象者株式等 弁済期:2019年6月5日(分割弁済) 利率:全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p> <p>(4)タームローンB 担保:対象者株式等 弁済期:2019年6月5日(期限一括弁済) 利率:全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p>	<p>(1)ブリッジローンA 882,000,000円</p> <p>(2)ブリッジローンB 400,000,000円</p> <p>(3)タームローンA 3,579,000,000円</p> <p>(4)タームローンB 4,745,000,000円</p>
---	----	---------------------------------	--	---

3	銀行	株式会社静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1 丁目10番地	<p>買付け等に要する資金に充当するための借入れ（注13）</p> <p>(1)ブリッジローンA 担保：対象者株式等 弁済期：2013年6月5日又は富澤昌三氏及び富澤万里氏による公開買付者への出資に係る払込日のいずれか早い方の日 利率：短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(2)ブリッジローンB 担保：対象者株式等 弁済期：2013年10月末日又は本全部取得手続完了日（かかる行為に関連する少数株主による株式買取請求権又は取得価格決定の申立てに係る裁判上又は裁判外の一切の手続き、並びに会社法第234条の規定に基づく端数株式の売却手続その他少数株主に対する金銭の支払を除きます。）のいずれか早い方の日 利率：短期プライムレートに基づく変動金利</p> <p>(3)タームローンA 担保：対象者株式等 弁済期：2019年6月5日（分割弁済） 利率：全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p> <p>(4)タームローンB 担保：対象者株式等 弁済期：2019年6月5日（期限一括弁済） 利率：全銀協日本円Tiborに基づく変動金利</p>	<p>(1)ブリッジローンA 882,000,000円</p> <p>(2)ブリッジローンB 400,000,000円</p> <p>(3)タームローンA 3,579,000,000円</p> <p>(4)タームローンB 4,745,000,000円</p>
計(b)			48,035,576,732	

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社三菱東京UFJ銀行から、28,823,576,732円を限度として、融資を行なう用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行前提条件として、融資契約書において、本件公開買付けに関する公開買付届出書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

- (注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社三井住友銀行から、9,606,000,000円を限度として、融資を行なう用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行前提条件として、融資契約書において、本件公開買付けに関する公開買付届出書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。
- (注3) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社静岡銀行から、9,606,000,000円を限度として、融資を行なう用意がある旨の証明書を取得しております。なお、当該融資の貸付実行前提条件として、融資契約書において、本件公開買付けに関する公開買付届出書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

48,035,576,732円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(2) 【決済の開始日】

平成25年6月6日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,306,561株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,306,561株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人又は復代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成21年10月	設立(商号:株式会社富澤、資本金の額:100万円、本店所在地:静岡県葵区伝馬町8番地の6)

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 個人の資産管理
2. 投資業
3. 不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用
4. 損害保険契約の締結の代理
5. 資産運用に関するコンサルタント業、フィナンシャルプランニング業務
6. 出版物の企画、編集、製作、販売及び広告業
7. インターネットによる通信販売
8. 自動販売機による物品販売
9. 倉庫業
10. 前各号に附帯または関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式を取得及び保有すること等を主たる事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

(平成25年4月16日現在)

資本金の額	発行済株式の総数
100万円	1株

【大株主】

(平成25年4月16日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合(%)
富澤 昌宏	静岡県駿河区	1	100.00
計	-	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

(平成25年4月16日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	富澤 昌宏	昭和56年2月22日生	平成17年1月 株式会社メガネトップ入社 平成18年4月 株式会社フィットミー代表取締役 平成19年6月 株式会社メガネトップ常務取締役 平成21年6月 株式会社メガネトップ代表取締役社長 平成21年10月 公開買付者代表取締役	1
計					1

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。なお公開買付者の財務諸表は、法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明を受けておりません。また、公開買付者に子会社はありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【貸借対照表】

(単位：円)

第3期事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,298,829
未収入金	147,960
流動資産合計	4,446,789
固定資産	
投資その他の資産	
投資有価証券	288,562,380
投資その他の資産合計	288,562,380
固定資産合計	288,562,380
資産合計	293,009,169

(単位：円)

第3期事業年度
(平成24年3月31日)

負債の部

流動負債

短期借入金 1,000,000

未払法人税等 219,700

流動負債合計 1,219,700

固定負債

長期借入金 285,901,946

固定負債合計 285,901,946

負債合計

287,121,646

(単位：円)

第3期事業年度
(平成24年3月31日)

純資産の部

株主資本

資本金 1,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 4,887,523

利益剰余金合計 4,887,523

株主資本合計

5,887,523

純資産合計

5,887,523

負債純資産合計

293,009,169

【損益計算書】

(単位：円)

	第3期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高	6,840,000
売上原価	-
売上総利益	6,840,000
販売費及び一般管理費	
支払手数料	53,760
販売費及び一般管理費合計	53,760
営業利益	6,786,240
営業外収益	-
営業外費用	-
支払利息	1,435,712
営業外費用合計	1,435,712
経常利益	5,350,528
特別利益	-
税引前当期純利益	5,350,528
法人税、住民税及び事業税	550,540
法人税等調整額	-
法人税等合計	550,540
当期純利益	4,799,988

【株主資本等変動計算書】

(単位：円)

	第3期事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当期変動額	-
当期末残高	1,000,000
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	87,535
当期変動額	4,799,988
当期純利益	4,799,988
当期変動額合計	4,799,988
当期末残高	4,887,523
株主資本合計	
当期首残高	1,087,535
当期変動額	4,799,988
当期純利益	4,799,988
当期変動額合計	4,799,988
当期末残高	5,887,523
純資産合計	
当期首残高	1,087,535
当期変動額	4,799,988
当期純利益	4,799,988
当期変動額合計	4,799,988
当期末残高	5,887,523

【重要な会計方針】

該当事項はありません。

【注記事項】

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

八【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	151,847(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	151,847		
所有株券等の合計数	151,847		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,275(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	4,275		
所有株券等の合計数	4,275		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	147,572(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	147,572		
所有株券等の合計数	147,572		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年4月16日現在)

氏名又は名称	富澤 昌三
住所又は所在地	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6（公開買付者所在地）
職業又は事業の内容	対象者代表取締役会長
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 渡邊 純子 連絡場所 東京都港区赤坂一丁目12番32号 電話番号 03-5562-9274
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族（父） 公開買付者との間で、共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	富澤 昌宏
住所又は所在地	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者代表取締役 対象者代表取締役社長
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 渡邊 純子 連絡場所 東京都港区赤坂一丁目12番32号 電話番号 03-5562-9274
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人 公開買付者との間で、共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者

氏名又は名称	富澤 万里
住所又は所在地	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6 (公開買付者所在地)
職業又は事業の内容	無職
連絡先	連絡者 西村あさひ法律事務所 弁護士 渡邊 純子 連絡場所 東京都港区赤坂一丁目12番32号 電話番号 03-5562-9274
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する個人の親族(母)

【所有株券等の数】

富澤 昌三

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	72,487(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ()			
合計	72,487		
所有株券等の合計数	72,487		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

富澤 昌宏

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	67,644(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	67,644		
所有株券等の合計数	67,644		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

富澤 万里

(平成25年4月16日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,441(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7,441		
所有株券等の合計数	7,441		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏は、同氏が対象者役員持株会を通じて保有していた対象者の普通株式600株を平成25年3月31日付で引き出しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

本公開買付けに際して、公開買付者は、対象者の代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役である富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式6,764,404株のうち2,440,775株（所有割合5.40%）、対象者の創業者であり、代表取締役会長である富澤昌三氏の妻及び富澤昌宏氏の母である富澤万里氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（744,120株、所有割合1.65%）、富澤昌三氏の長女及び富澤昌宏氏の姉である松野美穂氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（81,900株、所有割合0.18%）、富澤昌三氏の次女及び富澤昌宏氏の姉である富澤美奈氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（159,588株、所有割合0.35%）について、本公開買付けに応募する旨の表明を受けております。また、富澤昌三氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式の全て（7,248,705株、所有割合16.04%）、富澤昌宏氏からは、同氏が所有する対象者の普通株式のうち富澤昌宏氏応募対象株式を除く4,323,629株（所有割合9.57%）について、本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。

また、公開買付者は、非応募残存株主より、本公開買付けが成立した場合に本株主総会及び本種類株主総会において本全部取得手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ております。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員等との間の合意の内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営施策について、対象者の株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、対象者として最善の選択肢であると判断したとのことです。また、公開買付者が、対象者に対して提出した平成25年4月4日付「公開買付条件に関するご提案」において公開買付者から提案した本公開買付価格が、過去の類似取引事例におけるプレミアム水準を下回る1,350円であったことから、公開買付者と対象者との間で数次にわたって価格引き上げに関する交渉が行われました。その結果、公開買付者は、最終的に平成25年4月12日に本公開買付価格を当初の提案価格に50円を上乘せした1,400円と決定いたしました。

なお、対象者プレスリリースによれば、近時の株価上昇の結果、本公開買付価格が、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアム、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた額に留まることになったことについて、対象者の取締役会は、本公開買付価格である1,400円が後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された通り、KPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等のこれらの経緯及び第三者委員会から提出された意見書の内容等を踏まえて、公開買付者との交渉を経て決定された本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件が妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、後記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。）。そこで平成25年4月15日開催の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役が全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。なお、上記取締役会には対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏が1980年5月に創業いたしました。創業当時から社名(「株式会社メガネトップ」)にも象徴される「業界トップになる」ことを目標とし、「新たな付加価値を追求し、地域社会に貢献する革新的な企業でありたい」という経営理念の下、ナンバーワンを目指し、これまで数々の業界の常識を覆しながら成長してまいりました。

また、対象者は「より良いものを・より安く・より早く・よりわかりやすく」をテーマに、人材教育、商品開発、広告戦略、店舗開発に重点的に取り組み、顧客の利便性・満足度の向上に努め、企業力強化を図ってまいりました。現在は、超薄型でも遠近両用でも追加料金0円のメガネショップ「眼鏡市場」、「着替えるメガネ」をコンセプトにした「アルク」と、お客様に合わせた品揃え・店舗設計・サービスを全国に展開しております。また、商品面につきましては、機能性の高いPBフレームの開発に注力し、超軽量・超弾性ポリアミド樹脂フレーム「フリーフィット」を投入するとともに、パソコン用レンズ・熱に強いレンズ・曇りにくいレンズなど特殊加工の高機能レンズの提供を行うなど、お客様の幅広いニーズに対応してまいりました。

この結果、対象者はお客様、取引先、従業員、株主・投資家を始めとする各ステークホルダーの皆様の深いご理解とご支援により、平成24年3月期には、売上高634億円、営業利益88億円と過去最高益を達成し、眼鏡業界において、売上高で業界トップ企業(市場シェア17%程度)となるのが出来ました。なお、平成25年2月8日付公表の対象者の平成25年3月期第3四半期決算短信によれば、対象者の平成25年3月期の業績はこれを上回ることが予想されております。

しかしながら、近年、対象者が属する眼鏡業界におきましては、企業間の価格競争による単価低下により、市場規模が縮小傾向にある一方で、消費者マインドの変化に伴い、デザイン性や機能性の高い商品を志向する動きが一段と強まってきており、それに対応した商品開発、店舗展開及び価格戦略の見直しが求められております。加えて、このような環境の変化を捉え、低価格帯の商品を中心に急速にシェアを増加させている競合他社の台頭が見られる状況にあり、更なる競争環境の激化が想定されるなど、将来的に対象者を取り巻く経営環境は厳しくなっていくことが見込まれております。特に、消費者マインドの変化に如何に迅速に対応することが出来るかといった観点では、既存の「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われるのではなく、消費者マインドの変化を捉えるために、これまでにない店舗形態や店舗運営のあり方について、試行錯誤を重ねながら模索していくことが重要であると考えております。また、空白エリアを中心とした新規出店について、競合他社もそのペースを加速化させていくことが予想されていることから、対象者が目標としている「市場シェア30%の獲得」及び「1,000から1,100店舗体制の実現」をするためには、他社に先駆けて魅力的な新規出店エリアを確保するとともに、同エリアにおけるお客様からの信頼を早期に確立していくことが必要であると考えております。

こうした経営環境のもと、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、現在の対象者の競争優位性を引き続き維持し、安定的かつ持続的に対象者の企業価値を向上させていくためには、業界トップとなったこのタイミングにおいて、中長期的視点に立った抜本的な構造改革を実施することが必要不可欠であると考えております。具体的には、これまで蓄積したノウハウを活用しながらも、「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店を行っていくとともに、平成25年3月末時点で存在する合計666店の直営店舗数を、これまで「目指したい姿」として示してきた1,000から1,100店舗体制とすることを現実的な目標として設定し、これを平成30年3月期までに達成すべく新規出店のペースをこれまで以上に加速させていくことで、眼鏡業界において競合他社に追いつく余地を与えない程の圧倒的な地位とブランドを早期に確立させることが必要であると考えております。また、新しい形での店舗出店や新規出店ペースを加速化させる半面、会社経営の効率性向上のため、既存店舗における不採算店の閉鎖についても積極的に検討することで、企業としての新陳代謝を活性化させていく予定です。なお、対象者は新規出店にあたり事前調査(採算性の検証を含みます。)及び人材確保を行っておりますが、上記目標の早期実現化には、これまでと同程度の事前調査や人材確保の方法では対応出来ないと考えられることから、本社機能を含めた社内管理体制の見直しを行うなど、意思決定の迅速化やそれを支える機動的かつ効果的な組織体制の再構築を含めた構造改革が必要不可欠であると考えに至りました。

もっとも、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が上場を維持したまま、かかる試行的施策及び構造改革を積極的かつ急速に展開した場合には、短期的であるにせよ、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化などを伴うリスクがあり、対象者の少数株主の皆様に対してマイナスの影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えています。特に、新しい形の店舗については、お客様からの評価を含め新しい試みであることもあり、当初の利益見込みを大きく下回る可能性もあります。加えて、新規出店についても、競合他社の出店エリアとの重複もある中で、今まで以上に出店ペースを早めることになるため、場合によっては不採算店となる店舗数が増加する懸念があると考えております。

また、対象者は、平成9年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成12年に東京証券取引所市場第二部に上場、平成14年には東京証券取引所市場第一部へ指定され、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、知名度の向上による優れた人材の確保、消費者や取引先に対する社会的な信用力の向上等、上場企業として様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、対象者には、現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加しており、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にありました。

このような中、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、対象者が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく対象者が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBOの手法により、公開買付者が対象者の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって対象者の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えてに至りました。

公開買付者並びに富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、平成25年1月頃より本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成25年2月にMBOの実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ファイナンシャル・アドバイザーとして三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定した上で、対象者に対して同年2月19日に「マネジメント・パイアウトに関するご提案」を提出いたしました。その後、公開買付者は、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏とともに、対象者との間で本取引の実施の是非及び条件等について協議・交渉を重ね、平成25年4月15日に本取引の一環として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引後も特段の事情がない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しており、対象者の経営体制を大幅に変更する予定は有しておりません。

（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがMBOの手法による本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値評価分析を依頼しました（なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しません。）。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、市場株価分析、類似会社比較分析及びDCF分析の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、公開買付者は三菱UFJモルガン・スタンレー証券から平成25年4月12日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。上記各手法において分析された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析	1,067円から1,314円
類似会社比較分析	917円から1,123円
DCF分析	1,269円から1,524円

まず、市場株価分析では、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと分析しております。

次に、類似会社比較分析では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を917円から1,123円までと分析しております。

DCF分析では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、公開買付者と対象者との間で生み出されるシナジー等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,269円から1,524円までと分析しております。

なお、公開買付者は本公開買付価格の検討にあたっては、DCF分析による評価結果が、対象者の将来の収益力及び成長性を反映している点並びにシナジーを考慮している点等を勘案し、DCF分析による分析結果を最も重視し、当該分析結果の範囲内で検討を行いました。

公開買付者は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した株式価値算定書記載の分析結果を参考にし、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の過去6ヶ月間における市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との間における価格交渉を踏まえ、最終的に平成25年4月12日に、本公開買付価格を1,400円と決定いたしました。

本公開買付価格である1,400円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日の東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値の1,314円に対して6.5%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1週間（平成25年4月8日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,307円（小数点以下四捨五入）に対して7.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円（小数点以下四捨五入）に対して10.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成25年1月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年10月15日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月15日の東京証券取引所（前場）における対象者の普通株式の普通取引終値の1,290円に対して、8.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります（本公開買付けの公表を平成25年4月15日の前場終了から後場開始迄の間に行っているため、前場終値に対するプレミアムを記載）。

なお、公開買付者は平成21年12月9日に市場外取引により対象者の普通株式427,500株（所有割合0.95%）を対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏より普通株式1株当たり675円（なお、この価格は平成23年10月1日に効力が発生した対象者の普通株式1株当たり1.5株の割合による株式分割実施後における修正株価です。）で取得しておりますが、この際の取得価格は、約定日（平成21年12月4日）当日における東京証券取引所市場第一部の普通取引終値です。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関としてKPMGFASに対象者の普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月15日付で本算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、KPMGFASから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

KPMGFASは、対象者の普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役から事業の現状及び将来の見通し等の説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定しているとのことです。

KPMGFASは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者の普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、株式市価法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しているとのことです。KPMGFASが上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

株式市価法 : 1,067円から1,314円

DCF法 : 1,307円から1,649円

株式市価法は、対象者の普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しているとのことです。株式市価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、基準日を平成25年4月12日として、対象者の普通株式の基準日の普通取引終値（1,314円）、直近1ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,264円）、直近3ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,153円）及び直近6ヶ月の普通取引終値の単純平均値（1,067円）を基に、対象者普通株式1株当たりの価値の範囲を1,067円から1,314円までと算定しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者の普通株式の1株当たりの価値の範囲を1,307円から1,649円までと算定しているとのことです。なお、公開買付者が本取引の実行により将来的に実現可能と考えている「眼鏡市場」及び「アルク」の枠組みに捉われない新しい形での店舗出店及び新規出店ペースの加速等による収益の変化については、その施策が成就すれば中長期的には企業価値向上に繋がるものと考えておりますが、リスクもはらんでいることから現時点ではその影響額を具体的に見積もることは困難であるため、DCF法の算定の基礎となる事業計画等においては加味されていないとのことです。また、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

なお、KPMGFASは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者の取締役会は、平成25年3月1日、本公開買付けを含む本取引には構造的な利益相反の問題が生じう
るため、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する対象者の意思決定過程における恣意性
を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、対象者の株主の利益を保護することを目的とし
て、対象者の取締役会の諮問機関として第三者委員会を設置する旨の決議を行い、かかる第三者委員会に対し、(a)本取引の目
的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するか否かの検討を含みます。）、(b)本取引の条件の妥当性（本公開買付価
格および本公開買付け後に予定されている二段階目の買収における対価の適正性ならびに本取引に係る検討過程・交渉経緯
を含みます。）、(c)本取引の手の透明性・公正性（対象者の株主の利益への配慮を含みます。）及び(d)本取引が少数株主の
皆様にとって不利益なものでないか、について諮問したとのことです。

対象者の取締役会は、第三者委員会の委員として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関
し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）の3名を選定しているとのこ
とです。

第三者委員会は、平成25年3月1日より同年4月15日まで合計6回開催され、本件諮問事項についての協議及び検討を行いま
した。具体的には、公開買付者から本取引の目的、本公開買付けの諸条件及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の
目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予
定される一連の手続の内容、その他本取引の背景等に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開
買付けの諸条件につき検討を行いました。次に、第三者委員会は対象者取締役に対して本取引により対象者の企業価値が向上
するか、本取引の手の公正性が保たれているか等につきヒアリングを行いました。また、第三者委員会は、KPMG FASが
作成した本算定書の基礎となる事業計画について対象者の取締役から説明を受け、KPMG FASから、本算定書に基づき、
対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検
討したとのことです。更に、当該株価算定結果等を踏まえた対象者と公開買付者との交渉状況、本公開買付けに関する対象者
の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を対象者の取締役、KPMG FAS及び野村総合法律事務所（詳細につ
いては、下記「 独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。）から受け、意思決定に至る手の公正性を検討したと
のことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)眼鏡業界の市場・競争環境の現状を踏まえ、かかる事業環境に対応するため対象者
が迅速かつ大胆な施策を実施する必要があることや一層の経営管理の効率化が求められている中で本取引の目的が検討され、
対象者の企業価値の向上の点からも合理的であると認められることから、本取引の目的は合理的なものであり、(b)二段階買収
が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が
所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であること、本公開買付けの条件も公開買
付期間が比較的長期間に設定され買付株式数の下限もいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの考え方に基づいている
こと、本公開買付価格がKPMG FASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表
日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円及び
過去1ヶ月間（平成25年3月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,264円をそれぞれ上回っているこ
と、過去3ヶ月間（平成25年1月13日から平成25年4月12日まで）の普通取引終値の単純平均値1,153円（小数点以下四捨五
入）に対して21.4%（小数点以下第二位四捨五入）かつ過去6ヶ月間（平成24年10月13日から平成25年4月12日まで）の普
通取引終値の単純平均値1,067円（小数点以下四捨五入）に対して31.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算
されており合理的範囲内であると考えられること、上記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関す
る交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等か
ら、本取引の条件は妥当であり、(c)本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておら
ず、独立したアドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取
引の手続は透明・公正なものであり、従って(d)本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断したとのこ
とです。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成25年4月15日に、対象者の取締役会に対し、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本意見書を提出したとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した野村総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役会は、本算定書及び本意見書を参考にし、野村総合法律事務所からの法的助言を踏まえて、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を、一般株主の皆様にはリスクが及ぶことを回避しつつ実施していくことが、対象者の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現にとって必要不可欠であり、対象者として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、また本公開買付価格が、近時の株価推移の結果、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における対象者の普通株式の普通取引終値1,314円に対して6.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアム、過去1ヶ月間(平成25年3月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,264円(小数点以下四捨五入)に対して10.8%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムに留まってはいるものの、本公開買付価格である1,400円が前記の通り、KPMGFASによるDCF法の価値評価レンジの代表値に近い価格であること、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月12日を基準日として東京証券取引所における当社の普通株式の過去3ヶ月間(平成25年1月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,153円(小数点以下四捨五入)に対して21.4%(小数点以下第二位四捨五入)かつ過去6ヶ月間(平成24年10月13日から平成25年4月12日まで)の普通取引終値の単純平均値1,067円(小数点以下四捨五入)に対して31.2%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムが加算されており合理的範囲内であると考えられること、前記の通り対象者と公開買付者との間で本公開買付価格の引き上げに関する交渉を数次にわたり行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえて合理性があり、これらの経緯及び第三者委員会から提出された本意見書の内容等を踏まえて、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで平成25年4月15日開催の対象者の取締役会において、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の代表取締役会長である富澤昌三氏及び公開買付者の代表取締役を兼務している対象者の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、対象者の取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないよう、対象者が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者の普通株式の全て（但し、応募対象外株式及び対象者の自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限は設けておりません。他方、本公開買付けにおいては、18,306,561株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（18,306,561株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。なお、買付予定数の下限である18,306,561株は、対象者の第34期第3四半期報告書（平成25年2月12日提出）に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（45,492,477株）から、平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（305,906株）、応募対象株式数（3,426,383株）、応募対象外株式数（11,572,334株）及び公開買付者が本書提出日現在所有する対象者の普通株式数（427,500株）を控除した株式数（29,760,354株）の過半数（14,880,178株、所有割合32.93%。）を基礎として、これに 応募対象株式数（3,426,383株）を加えた数となります。このように、公開買付者は、少数株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととして、対象者の少数株主の皆様の意思を尊重しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高株価	935	1,035	1,110	1,214	1,160	1,350	1,335
最低株価	848	891	977	1,002	1,009	1,050	1,226

(注) 平成25年4月については、平成25年4月15日前場終値までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年月日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月23日東海財務局長に提出
事業年度 第33期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月27日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月12日東海財務局長に提出

対象者の第34期第3四半期報告書(平成25年2月12日提出)によると、第33期有価証券報告書(平成24年6月27日提出)提出後、第34期第3四半期報告書(平成25年2月12日提出)提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	店舗開発本部長	取締役	営業本部長	松田 成明	平成24年10月1日
取締役	営業本部長兼 アルク事業本部長	取締役	店舗開発本部長兼 アルク事業本部長	野方 学	平成24年10月1日

(注) 対象者の平成25年2月22日付プレスリリース「取締役の辞任及び人事異動に関するお知らせ」によれば、平成25年2月28日付で取締役管理本部長の寺澤章氏が辞任し、蓮生満氏が平成25年3月1日付で取締役管理本部長兼企画本部長に就任しております。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社メガネトップ 本社

(静岡県葵区伝馬町8番地の6)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

該当事項はありません。